

第 1 章 都市計画決定権者の名称

第 1 章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者

武豊町

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

〔名 称〕 知多南部広域環境組合

〔代 表 者〕 管理者 靱山芳輝

〔所 在 地〕 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

備考) 本事業は、「愛知県環境影響評価条例施行規則」(平成 11 年愛知県規則第 74 号) 別表第 1 の 6 の項のイ(ごみ焼却施設の設置)の対象事業要件「一日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上である施設を設けるもの」に該当し、また、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)の手続きを伴う事業であることから、都市計画決定権者である武豊町が、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年愛知県条例第 47 号) 第 30 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価手続きを行うものである。